



### 1 新市建設計画の策定趣旨

新市建設計画は「市町村合併の特例に関する法律」に基づき、渋川地区の新市のまちづくり基本方針を示し、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進し、合併市町村の速やかな一体性の確立、住民福祉の向上、均衡ある発展に寄与することを目的に策定します。

《関係法令》  
市町村の合併の特例に関する法律  
(合併協議会の設置)  
第3条 市町村の合併をしようとする市町村は、(中略)合併市町村の建設に関する基本的な計画(以下「建設計画」という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合併協議会」という。)を置くものとする。(後略)  
(市町村建設計画の作成及び変更)  
第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。  
一 合併市町村の建設の基本方針  
二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項  
三 公共的施設の統合整備に関する事項  
四 合併市町村の財政計画  
(後略)

### 2 新市総合計画策定における趣旨

地方自治法第2条第4項に基づき、市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経て基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと定めています。このことから、合併後の市町村においては、合併特例法を根拠とする市町村建設計画とは別に、地方自治法で定める基本構想を策定しなければならないこととなります。よって、新市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、地方自治法に基づく基本構想を策定していくこととなります。

《関係法令》  
地方自治法  
(地方公共団体の法人格とその事務)  
第2条 (略)  
4 市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

#### 《参考》

##### 旧市町村総合計画等基本事項

項 目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
総合計画 (始期～終期)	H9. 4. 1～ H19. 3. 31	H15. 4. 1～ H24. 3. 31	H13. 4. 1～ H23. 3. 31	H13. 4. 1～ H23. 3. 31	H14. 4. 1～ H23. 3. 31	H14. 4. 1～ H23. 3. 31
基本理念等	自然と人々が共生する、活力ある交流文化都市	住み良く、訪れた人に温かな文化発信の町	活き生き健康、憩いのふるさと小野上の村	水と緑と人が語り合う健康で住みよい歴史・文化・スポーツの村	住民の笑顔と歓声が聞こえるむらづくりをめざして	より美しく、よりたくましく、より豊かな心のかよう村
(参考) キャッチフレーズ	日本のまんなか緑の渋川	住み良い観光の町	活き生き健康、憩いのふるさと小野上	自然と歴史の里 子持村	緑と文化財の里 赤城村	むらがらを活かした日本一のふるさとをめざして